第三条第二項及び第三項中「当該調査対象地」を「調査対象地」に、「法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改め、同条第五項中「当該調査対象地」を「調査対象地」に改め、同条第六項中「法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改め、同項第一号中「第三十一条第一項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改める。

第四条第二項中「当該調査対象地」を「調査対象地」に改め、同条第三項第二号イ(1)中「調査対象地を」を「第一項の規定により調査対象地を」に、「調査対象地のそれぞれ」を「それぞれ」に改め、同号ロ中「第一種特定有害物質以外の特定有害物質の種類」を「令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで若しくは第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）」に改める。

第六条第一項第二号中「令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）」を「第二種特定有害物質」に改め、同項第三号中「前二号に掲げる特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）」を「第三種特定有害物質」に改め、同条第三項第二号中「同号の規定により」を削り、同条第四項第二号中「規定により」の下に「採取され、又は」を加える。

第八条第二項第一号ロ中「土壌（」の下に「当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は」を加える。

第九条第一項第二号中「別表第四」を「別表第二」に改める。

第十条第一項各号列記以外の部分中「当該調査対象地」を「調査対象地」に改め、同項第一号イ中「当該調査対象地」を「調査対象地」に、「最も浅い位置にあるものの当該」を「地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該」に改め、同号ロ中「当該調査対象地において基準不適合土壌が存在することが明らかである部分における任意の地点」を「この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点」に、「行い、採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること」を「行うこと」に改め、同号ロ(1)中「第八条第二項第一号の土壌」を「次に掲げる土壌」に改め、同号ロ(1)に次のように加える。

(イ)　汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）

(ロ)　汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

(ハ)　深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。）

(ニ)　地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壌

第十条第一項第一号ロ(2)中「(イ)にあっては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）」を削り、同号ロ(2)(ロ)中「十メートルまで」を「地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面まで」に改め、「及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌」を削り、同号ロ(2)(ハ)を次のように改める。

(ハ)　地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壌

第十条第一項第一号に次のように加える。

ハ　この号ロ（同号ロ(2)(イ)括弧書に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

ニ　この号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

第十条第一項第二号イ中「当該調査対象地」を「調査対象地」に、「最も浅い位置にあるものの」を「地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該」に改め、同号ロ中「の土壌の採取を行い、採取された」を「及びハの規定により採取され、又は混合された」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「前項第一号ロ」を「前項第一号ニ」に、「当該調査対象地」を「調査対象地」に改め、同項第二号中「の土壌の採取を行い、採取された」を「及びハの規定により採取され、又は混合された」に、「当該試料採取等対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条の二　調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第四号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第四項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一　調査実施者は、調査対象地の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあっては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。

二　調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

イ　当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合　次に掲げる土壌

(1)　表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

(2)　深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌

ロ　当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合　この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内にない場合にあっては、当該地層内の任意の位置の土壌）

三　前号（同号イ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

四　前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。